

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第5条第2項本文中「あて」を「宛て」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第7条第2項本文中「指導部情報化推進総合センター所長」を「総務部学校事務支援室長」に改める。

第15条中「指導部情報化推進総合センター所長」を「同部学校事務支援室長」に改める。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、「永」を「30」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)